

あなたも私もみんなステキ

～ともに考えましょうみんなの人権～

「町民人権学習会」にご参加ありがとうございました

人権尊重委員会
人権推進課
(総合センター)

☎64-1126

jinsei@town.yuasa.lg.jp

「障がい者の人権」をテーマに、昨年の9月から開催していました町民人権学習会は、町内22会場での開催を終え、町民皆さまのご協力により491名の方々にご参加をいただきました。

学習会で出された意見の一部を紹介させていただきます。

- 障がいの部位によって、他人に分かってもらえないことで誤解が生じる。分かってもらえないのは障がいのある者にとってつらい。
- 自分が障がいのある身になったらと考えてみようとしてみても、なかなか受止められないが、声をかけて相手が求めていることが理解できるようになれば良いと思う。
- その人なりに人権への意識を少しずつでも高めていくことが大事。
- やさしい心を持つとともに、障がい者のための設備や施設等に関する知識を得ることも重要。
- 日頃、自分の行動の中で、差別する意識がなくても、気付かない間に差別をしてしまっていることもあるのではないかと改めて考える機会となり、これから気をつけていきたいと思うし、相手の立場に立ち、物事を考えていかなければならないと感じた。

人権とは、誰もが生まれながらにもっている権利です。幸せに生きるために大切にしなければならない非常に大事なものです。

人権尊重委員会は、みなさん一人ひとりが「人権の大切さ」を考えるきっかけとしていただけるよう、町民人権学習会や人権啓発活動等に取り組んでいきたいと思っております。

これからも、人権尊重委員会の活動に、ご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。



男女共同参画講演会のご案内

～イキイキと自分らしく輝くために～

男らしさ、女らしさととらわれず、誰もが互いに尊重しあう「男女共同参画社会」の実現をめざして、講演会を開催します。

「男女共同参画」って難しそうでよくわからない・・・。”
という方も楽しく聴いていただけますので、お気軽にご参加ください。

■演題

「あらためて男女共同参画について考える」

～世界経済フォーラム・ジェンダーギャップ指数の結果から～

■講師 和歌山大学准教授 金川 めぐみ 氏

■日時 平成31年3月26日(火) 13時30分～

■場所 役場 3階 委員会室



お問合せ先：人権推進課(総合センター) ☎64-1126

「湯浅町部落差別をなくす条例(案)」に対する意見公募結果について

広報ゆあさ1月号及び町ホームページにて意見公募を実施しましたところ、次のとおり意見が寄せられました。
◆募集期間：平成31年1月4日～1月28日 ◆募集方法：持参、郵送、FAX、口頭(障がい等の理由がある方のみ)
◆提出人数：5名

条例(案)に対して寄せられたご意見等の概要、ご意見等に対する町の考え方は下記のとおりです。
なお、誌面の都合上、提出いただいた一部の意見のみの掲載となります。

※各条文に対して寄せられたご意見等の概要、ご意見等に対する町の考え方につきましては、町ホームページでお知らせしています。

※お寄せいただいたご意見は、趣旨を損なわない範囲で一部要約している部分があります。また、類似の内容はまとめて記載し、個人や団体を特定又は類推できる情報は削除しています。

※個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。

ご意見等の概要

- 同和対策特別措置法の終了から、約17年が経過するが、今この条例を制定する意味は何でしょうか。
- この条例には、どうすれば差別がなくなるのかという展望が見られません。条例制定により逆に差別と分断をもたらすのではないのでしょうか。
- 「部落差別」、「部落問題」について、若い世代は理解できているのか。そのような特別な理解が必要でしょうか。
- 若い世代のなかに新たな差別を生むことに繋がることを危惧します。
- 条例が施行されると、町民は部落問題や地域に係る発言、疑問、意見を口にすることが「差別」とならないか、身近な人の中でも心配します。
- 湯浅町で、「現在もおお部落差別が存在する」という実例

条例の制定には反対します

- があつたのですか。もしあつたしたら、私たち町民にどのように提供されたのでしょうか。
- 条例案は「部落差別の解消の推進に関する法律」の付帯決議趣旨を大きく逸脱し、まるで町長が「司法権」類等の権限を持ち町民を裁くかごとの内容もあり新たな人権侵害を生む可能性を持っている条例案であることを指摘したい。
- 付帯決議における「過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずること」と明記されているが、具体的に示してください。
- 部落差別は、条例で規制し解決、解決の方向に向いていくということではないと考えます。

町の考え方

平成28年に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、現在も部落差別が存在することが明記されています。現に、同和対策に係る法律終了後も啓発等は実施していますが、部落差別に該当する差別事件は発生しており、平成29年度においても、湯浅町内で3件発生しているという現状です。

内容については、結婚に関係するいわゆる同和地区の問合せ、被差別部落住民を差別する文言が書かれたメモの放置、大学教授による差別発言となっています。

このように、同和対策特別措置法等による特別対策により、住環境が改善されたことは事実ではありますが、未だに一部の個人による、部落差別に該当する事件が発生しています。

インターネット上では、匿名性を利用し被差別部落を誹謗中傷する書き込み、結婚や引っ越し、住居購入に係る被差別部落を忌避する質問等が蔓延しています。特にこのインターネット上の状況は、部落問題を知らない、若しくは関心を持ちインターネットを利用し、知識を得ようとする若い世代に対し、間違った知識や印象を植え付け、それが誤解や偏見となり差別を助長・拡散する原因となっています。このように部落差別が存在する現状は、行政として看過

対応：原案どおり

することのできない問題です。

部落問題の解決は、若い世代も含めあらゆる世代に対して正しい知識を啓発し、「部落問題に対する誤解や偏見に起因する差別心を取り除くことで、差別的な言動をなくし、部落差別のない社会を実現」することです。

部落問題に係る日々の会話での発言や意見等が、「差別」とならないかという点については、誤解や偏見からくる「誹謗中傷行為」(条例案 第2条第5号)が問題であると捉えています。日々の会話を規制するのではなく、部落差別に対する誤解や偏見を取り除くことを第一に考えています。

本条例案には、勧告、命令、氏名等の公表と規制に係る規定を置いています。町行政としてもこのような対応を行うことは望んでいません。

しかし、差別者の誤解や偏見を取り除くよう指導等を行ったにもかかわらず、差別行為を繰り返すような極めて悪質な場合は、差別を受けている側の立場を考えるとそれを放置することはできませんので、抑止としての手段として規定しています。

参議院付帯決議部分については、「地域社会の実情を踏まえ」ご指摘いただいた「対策」について規定していません。

お問合せ先：人権推進課(総合センター) ☎64-1126